

租税特別措置・補助金・基金見直しの取組

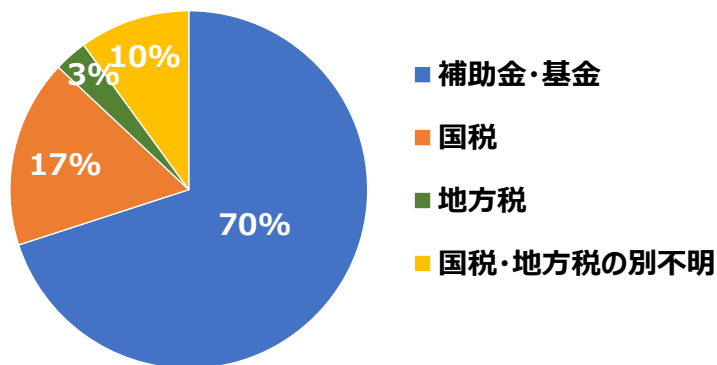
財務省

2026年4月23日

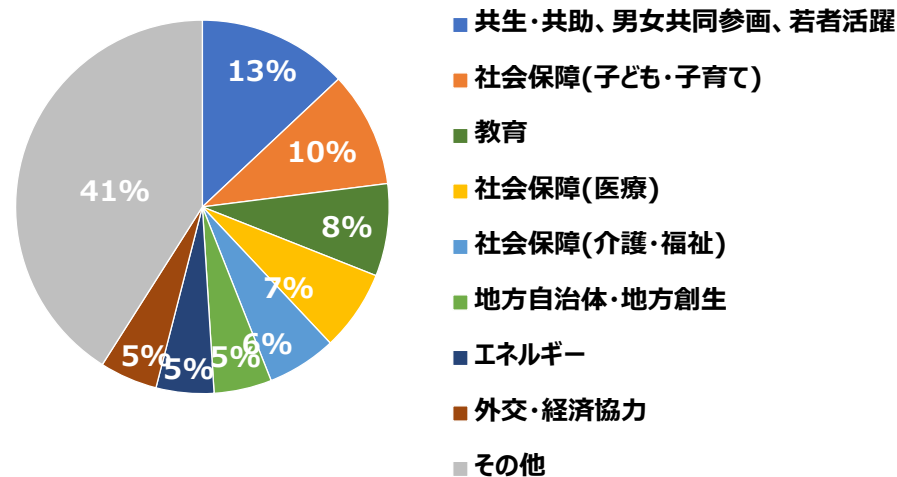
租税特別措置・補助金・基金見直しの取組

- 自由民主党・日本維新の会の連立政権合意書に基づき、昨年11月に内閣官房に「租税特別措置・補助金見直し担当室」が設置され、令和8年度予算においても、直ちに見直し可能なものから見直しを実施。**令和9年度予算編成プロセスでは、要求・要望段階から一貫した対応ができるよう、既存の取組とも連携しながら、見直しに取り組んでいくこととしている。**
- また、本年3月31日に改正された**特例公債法**では、政府は、**特例公債の発行額の抑制に向けて、租税特別措置・補助金等の適正化に取り組む旨の新たな規定が設けられた。**
- 租税特別措置・補助金見直しの取組の一環として、本年1月5日から2月26日にかけて、**租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた国民からの提案募集を実施し、結果概要を4月10日に公表**（集まった意見・提案の総数は、単純集計で合計約3万7千件）。現在、概算要求にむけ、各府省庁が「行政事業レビュー」等も活用しながら自己点検を進めているところ。

◆ 提案・意見のうち国税・地方税/補助金・基金の割合



◆ 提案・意見のうち補助金・基金のうち各分野別の割合



財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（特例公債法）（令和8年3月31日改正）

（行財政改革の徹底）

第五条 政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革（現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む。）その他の行財政改革を徹底するものとする。

2 政府は、前項に規定する行財政改革の一環として、**租税特別措置**（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。）**及び補助金等**（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）**の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

◆補助金関係

○効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき

- 教育、医療、エネルギー、経済協力、中小企業等多くの分野で、成果指標が未設定あるいは費用対効果が不透明であり、政策効果の検証が十分に行われていない。効果が確認されないまま事業が継続し、類似施策が重複・並立している例もある。

○政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき

- 男女共同参画、地方創生分野等で、政策目的と関連の薄い支出がなされているほか、本来政策手段であるべきものが目的化している。外国人関連、外交・経済協力、エネルギー分野等で、受益者や補助対象の設定が不公平である。

○事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき

- 子ども子育て、NPO、観光、地方創生、研究開発分野等で、情報開示が不足しており、公金の流れや事業選定の妥当性が見えにくい。複雑な事業構造の中で事業が委託・再委託されることもあり、不正・中抜きが生じやすい構造になっている。

○補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき

- 教育、国土交通、農林漁業、地方創生分野等で、補助金が事業の前提となっている例がある。経済産業分野において、中小企業区分に留まることで補助金要件を満たそうとするなどのモラルハザードが生じており、生産性の低い企業の再編や撤退が進みにくい。

○申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき

- 自治体・農業者・中小企業等の現場で、必要書類の多さや紙文化・多段階の処理が負担となり、本来業務が圧迫されている。

◆基金関係

○一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、 資金配分に反映すべき

- 厳格なステージゲート（進捗評価による打ち切り）を適用するなどして、必要な事業に重点的に資金配分すべき。
- 「早期の撤退判断」や「計画の柔軟な変更」を正当に評価する仕組みを導入し、柔軟に資金再配分すべき。

(例) 宇宙戦略基金

○公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき

- プロジェクトの成功時に利益の一部を国に返還することを義務付けるべき。
- 研究開発費の一部を「運用開始」「コスト削減効果」など、事後的なKPI達成に応じて支払う成果連動型にすべき。

(例) グリーンイノベーション基金／経済安全保障重要技術育成基金

○重複、休眠等の状態にある基金を整理・統廃合し、 不要な資金を国庫返納すべき

- 似た目的の事業が複数存在することで、事務コストの重複が発生し、国家として戦略的な集中投資が阻害される。
- 長期間活用されていない基金は、サンセット条項など、一定期間で縮減・返納させる仕組みを整えることが必要。

(例) 中小企業等事業再構築促進基金／ワクチン生産体制等緊急整備基金／グローバル・スタートアップ・キャンパス基金

○基金活用に付随する機会費用を軽減すべき

- 基金残高の滞留は、必要性の高い政策分野への資源配分を遅らせる機会費用につながる可能性がある。
- 基金の運用収入や調達コストの議論が無視されている。その都度、適正な金額を措置するのが効率的。
- 基金が生み出す運用益を政府の財源に活用すべき。

○基金を「見える化」し、透明性を確保すべき

- 基金化により、国会や国民によるチェックが弱まっていないか。
- 基金の保有残高や執行状況、詳細な使途等を四半期ごとに公表すべき。
- 全ての基金について、成果や課題に関する検討状況・結果を横断的に確認可能な形で公表すべき。

○基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき

- 基金設置法人の善管注意義務や説明責任を明確にすべき。
- 過去の事業において不正や不適切な会計、著しく低い成果しか上げられなかった団体への厳しい対応を考えるべき。
- 委託・再委託を経る複雑な中間構造により、資金の流れや行政コスト、事業成果が国民から見えにくく、公正でない懸念。

(例) 文化芸術活動基盤強化基金